

町有財産(令和7年 5月27日公告分)公売募集要項

あさぎり町では、活用予定のない旧東庁舎プレハブ会議室について、民間による移転再利用の可能性を把握するため公募による売払いを行います。また、入札参加申し込みがあった場合は、一般競争入札により売却することとしました。

入札に参加を希望される方は、この募集要項をよくご理解のうえ、申し込み手続きをされますようお願いいたします。

なお、入札物件は、移設後再利用していただくことを前提としており、移設費や、再設置時の不具合による修繕等の費用等につきまして、すべて落札者の負担となりますことも了承の上入札を行ってください。

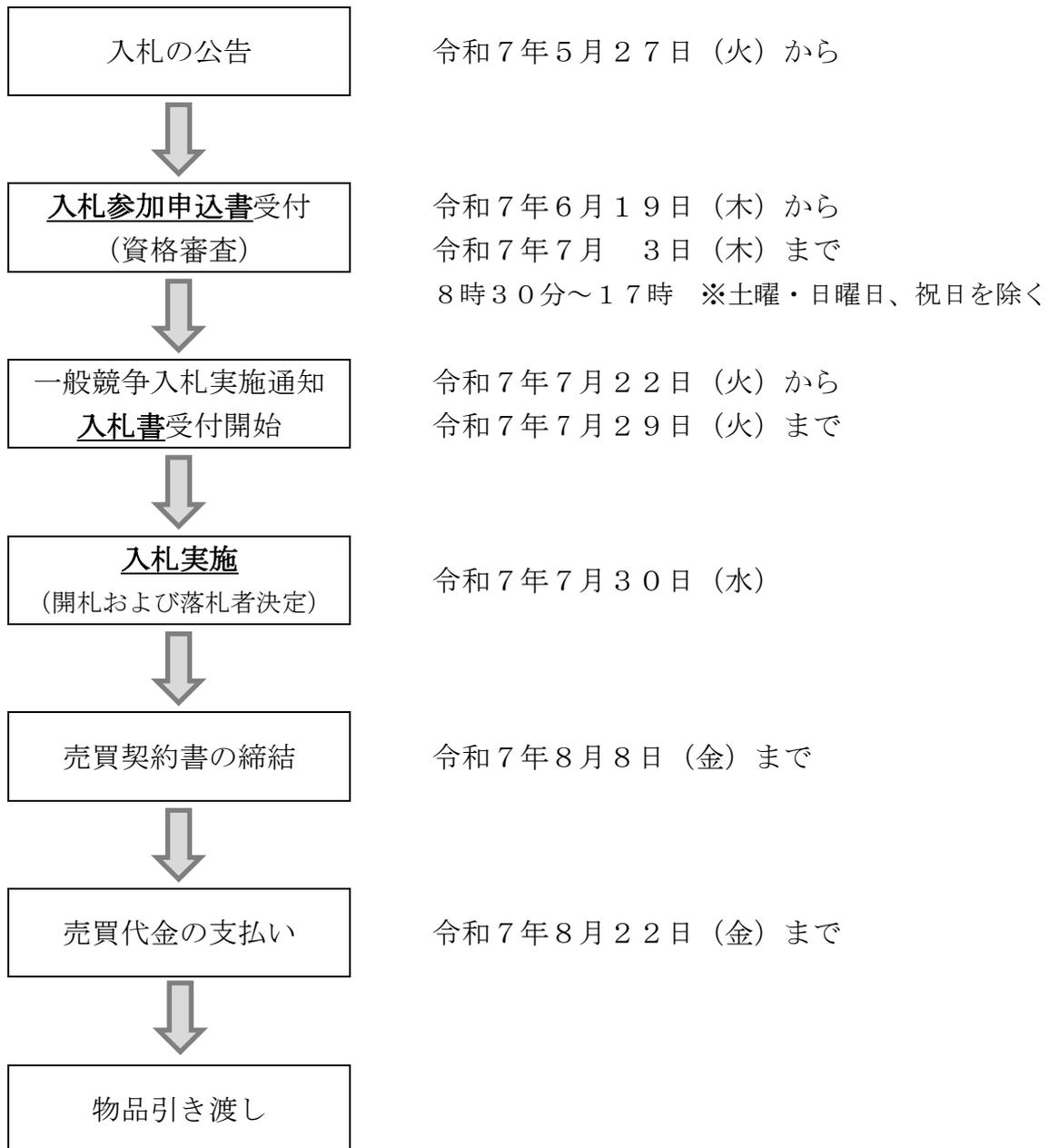
申し込み及び問い合わせ先

熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 財政課 管財グループ(本庁舎2階) TEL 0966-45-7228

目次

一般競争入札の流れ	2
1 売却物件総括表	3
2 入札参加申込みの受付及び方法	3
3 入札参加申込者の資格	4
4 現地説明会について	4
5 入札書提出および開札の実施	5
6 売買契約の締結	6
7 契約保証金	6
8 契約に付する条件等	6
9 売買代金の支払	7
10 所有権移転等	7
11 注意事項	7

一般競争入札の流れ



注意) 上記は手続きの概略図です。募集要項で必ず詳細をご確認ください。

1 売却物件総括表

物 件 名	旧東庁舎プレハブ会議室
構 造	軽量鉄骨造
建 築 年 月 日	H15.2.28
所 在 地	あさぎり町免田東1995番地2

2 入札参加申込みの受付及び方法

(1) 受付期間

令和7年6月19日（木）～令和7年7月3日（木）
8時30分～17時 ※土曜・日曜日、祝日を除く

(2) 受付場所

あさぎり町役場 財政課（本庁舎2階）

(3) 申込み方法（郵送または持参）

「町有財産公売一般競争入札参加申込書」に必要事項を記載・押印のうえ、（4）の「申込みに必要な書類」を添えて、（1）の受付期間内に受付場所までお持ちいただくか、郵送ください。

※ 郵送の場合は、令和7年7月3日（木）まで必着
<受付場所>

〒868-0408

球磨郡あさぎり町免田東1199番地
あさぎり町役場 財政課 管財グループ

(4) 入札参加申込みに必要な書類

① 個人の場合

- ・ 住民票（入札公告日以降に発行されたもの）
- ・ 印鑑登録証明書（入札公告日以降に発行されたもの）
- ・ 誓約書及び同意書
- ・ 直近（最新）の納税証明書（滞納がない証明書）※非課税の場合は、その証明書

② 法人の場合

- ・ 法人登記事項証明書（入札公告日以降に発行されたもの）
- ・ 印鑑登録証明書（入札公告日以降に発行されたもの）
- ・ 誓約書及び同意書
- ・ 直近（最新）の納税証明書（滞納がない証明書）

※ 申込書に虚偽の記載をされた場合は、応募は無効とし、以後本町が行う公募売払いの申込者になることができません。

3 入札参加申込者の資格

(1) 次の事項に該当する者は、申込者となることができません。

- ① 個人及び法人以外の者
- ② 町有財産公売一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から2年を経過しない者
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町職員
- ④ 納付すべき町税、国民健康保険税その他使用料等を滞納している者
- ⑤ あさぎり町暴力団排除条例（平成23年あさぎり町条例第20号）第2条第2号に該当する者

※ 今回の町有財産公売一般競争入札に参加し落札した者が、正当な理由なく契約を締結せず、又は履行しなかった場合は、当該事実があった日から2年間は、本町が実施する公募売払いの申込者になることができません。

(2) 参加資格の承認

「町有財産公売一般競争入札参加申込書」を提出された方には、入札書受付期間内または、受付開始日までに参加資格の有無について申込者宛に通知し、参加資格のある方には入札時に必要となる書類を合わせて交付します。

4 現地説明会について

現地説明会は行いません。入札に参加を希望される方は、入札前までに必ず現物をご確認ください。

※ 施設内をご覧になれる場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

（土・日・祝を除く平日 9時～17時まで）

業務の都合上、日程を調整させていただく場合があります。

<物件の所在地>

旧東庁舎跡地内（現あさぎり町職員駐車場）

球磨郡あさぎり町免田東 1995-2

<連絡先>

担当 あさぎり町役場 財政課 0966-45-7228

5 入札書提出および開札の実施

(1) 入札書提出期限 ※郵送または持参（入札会は行いません）

【提出期限】 令和7年7月22日（火）から

令和7年7月29日（火） 17：00まで

※ 郵送の場合は、令和7年7月29日（火）の期限までに役場
財政課に届いていないものはすべて無効とさせていただきます。

【提出場所】 あさぎり町役場 本庁舎2階 財政課

【開札日】 令和7年7月30日（水）

※ 開札後、落札者にのみご連絡いたします。

(2) 入札書提出について

参加資格通知時に送付した書類に必要事項を記載したものをお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。※郵送の場合は、必ず簡易書留にて提出。

(3) 入札の方法

①入札は、物件の売却予定価格以上の金額で入札してください。

②提出には封筒を使用し、封筒の表に「入札書在中」と朱書き。入札書を入れた封筒には、必ず封をしてください。

また、封には印鑑を押印してください。（持参、送付同様）

※ 入札が無効となる場合

- ・ 入札金額が売却予定価格に満たない場合
- ・ 入札者が参加資格を有しない場合
- ・ 金額を訂正した入札書、金額その他必要事項を確認しがたい入札書又は記名押印のない入札書を提出した場合
- ・ (3) 入札の方法に従わない提出の方法である場合

※ 入札を辞退する場合

- ・ 入札辞退届に必要事項記入の上、あさぎり町役場財政課へ提出してください。令和7年7月29日17：00以降は受付不可となりますので、ご注意ください。

(4) 落札者の決定

入札を行った者のうち、売却予定価格以上で最高の金額をもって入札した方が落札者となります。（同額の場合は、来庁いただき、くじ引きにて落札者を決定いたします。来庁日については、対象者と協議し決定いたします。）

(5) 入札結果の公表

(4) の落札者決定後、落札者にのみ連絡いたします。

売却物件の物件名、落札者及び落札金額等の入札結果については、本町ホームページにおいて公表します。(落札者については「個人」又は「法人」と表記します。)

6 売買契約の締結

落札者は、令和7年8月8日(金)までに、町との間で町有財産売買契約書を締結していただきます。

7 契約保証金

(1) 契約金額が300万円を超える場合は、契約保証金として、落札額の100分の10以上の額を町が発行する納入通知書により、契約締結日前日までに納付していただきます。なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は町に帰属することになります。

(2) 契約金額が300万円未満の場合は、契約保証金は免除とします。

8 契約に付する条件等

売買契約には、次の条件を付します。

(1) 禁止する事項

- ① 売却物件の所有権を第三者(落札者の操業に必要な関連企業を除く。)に移転し、又は売却物件を第三者(落札者の操業に必要な関連企業を除く。)に貸し付けること。ただし、あらかじめ町の承認を得たときはこの限りでない。
- ② 落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められること。
- ③ 落札者が、落札者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められること。
- ④ 落札者が、落札者の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められること。

(2) 違反した場合の措置

(1) の条件に違反した場合は、契約を解除し、所有権を町へ移転します。その際、売買代金は全額返金いたします。

(3) その他

- ① 落札した物件の引き渡し後に、落札者が、測定の誤差その他の物件の隠れた瑕疵を発見したとしても、これを理由に損害賠償の請求、代金の減額若しくは返還または契約の解除をすることはできない。
- ③ 落札後必要となる費用等については、落札者の負担とする。
- ④ 売買物件については、基礎以外の上部建物について令和8年1月末までに移転を行うこと。

9 売買代金の支払

令和7年8月22日（金）までに売買代金を本町が発行する納入通知書により支払っていただきます。

契約保証金を納入した場合、売買代金から契約保証金を控除した額（残代金）を本町が発行する納入通知書により支払っていただきます。

10 所有権の移転等

(1) 引き渡しの日時

日時：売却代金の納入を確認した後に、別途、落札者と協議いたします。

11 注意事項

- (1) 公売物件は経年劣化、修理箇所、傷などがあり、見えない不具合も考えられることも十分理解したうえで入札してください。
- (2) 物件総括表は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。入札参加者がご自身において現物を熟覧ください。
- (3) 物件は現状有姿での引き渡しとし、瑕疵担保責任を負いません。また、引き渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵を発見しても一切の責任を負いません。

